

ハラスメント

1 美人に「美人」と言うのはNG?

「なんで、美人に『美人』と言ったらダメなんだ」。ある社長様に聞かれました。「女性が不快に思うから」と答えると、社長様は、「褒めてるんだぞ。なんで、不快に思うんだ」

男性のみなさま、理由がお分かりでしょうか。正直、藤木は分かりませんでした。女性に教えを乞いました。答えは、「性の対象と見られているようで嫌だから」とか「商品のように見られている感じがするから」。なるほど。それは、不快ですね。

2 職場の3大ハラスメント

- (1)セクシャルハラスメント
- (2)妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメント
- (3)パワーハラスメント

これら3大ハラスメントの対策が、職場には求められています。今回は、これらについて見ていきます。

3 職場における セクシャルハラスメント

同僚が社内で性的な内容の噂を流したため、仕事が手につかなくなった。これは、セクシャルハラスメントでしょうか。

この点、噂の発信者の意図は関係ありません。

①職場において、労働者（被害者）の意に反する性的な言動が行われ、②それを拒否したことで解雇、降格、減給などの不利益を受ける、あるいは③職場の環境が不快なものとなったため、労働者が就業する上で見過ごすことができない程度の支障が生じる、これがセクシャルハラスメントです。根拠法は、男女雇用機会均等法です。

「美人に『美人』と言う」は、①に当たるおそれがあります。これに②か③が加わると、セクシャルハラスメントに該当します。

4 職場における 妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメント

ア.妊娠・出産、イ.育児休業、ウ.介護休業に関し、法は「制度等」を定めています。具体的には、産前休業、育児のための所定労働時間の短縮措置、

介護休業などです。根拠法は、男女雇用機会均等法と、育児・介護休業法です。

①これら「制度等」の利用へ嫌がらせをすること、これはハラスメントに当たります。例えば、男性労働者が育児短縮勤務を申し出ると、「男のくせに、ありえない」と言って利用を断念させる行為です。

②また、妊娠・出産等を理由に、不利益な取扱いをしたり、示唆したり、嫌がらせをする行為も、当然、ハラスメントに当たります。例えば、「就職したばかりなのに、休みをとろう、なんて図々しい」と繰り返し言って苦痛を感じさせる行為です。

5 職場における パワーハラスメント

職場において行われる①優越的な関係を背景とした言動であって、②業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより、③労働者の就業環境が害されるものであり、①～③までの要素を全て満たすもの。これが、パワーハラスメントです。根拠法は、労働施策総合推進法です。これを受けて、事業主が職場における優越的な関係を背景とした言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置等についての指針（令和2年厚生労働省告示第5号）が定められています。逆に言えば、「業務上必要かつ相当な範囲で行われる」指示、指導は、パワーハラスメントに当たらないのです。

そこで、「業務上必要かつ相当な範囲」が、問題となります。どうやって、判断するのでしょうか。

藤木は、これがもっとも難しい問題だと思えます。職場もいろいろです。一瞬のミスが人の生死を分ける職場では、指導の文言も鋭くなってしまうのではないのでしょうか。穏やかに優しく指導することがふさわしい職場と、そうでない職場と、両方あるのもやむを得ないと思えます。

結局、個別具体的に、当該指導の緊急性、必要性、相当性を判断していかざるを得ないのだろう、と考えます。



執筆：弁護士 藤木秀行

ナラからハじまるナラハ、スタート！



こんにちは！私たちは前事務所から独立し、西大寺駅近くに【弁護士法人ナラハ 奈良法律事務所】を設立しました。

「ナラハ」という名前には

ナラからハじめる

ナラからハじまる

という思いを込めました。

私たちが注力する3つの分野

【企業法務】【相続】【離婚】

にご期待ください。



藤木秀行、田辺美紀、市ノ木山朋矩
(奈良弁護士会所属)

■ コラム ■

～Alexa (アレクサ)、もう使ってますか？～

私は、もともと機械オンチで、インターネット、SNS、スマホなどの現代の必需品が大の苦手です。アンデシュ・ハンセンの「スマホ脳」を読んで、ますます嫌になりました。ですが、約1年前に我が家にやってきた「アレクサ」は、家族皆でとても重宝しています。皆様はもうお使いになっているでしょうか。アレクサは、Amazon Echoに搭載されている AI アシスタントです（グーグルアシスタントも同様の機能です。）。アレクサに話しかけると、言葉で回答したり、内容に応じた対応をしてくれます。例えば、我が家では、こんな感じで使っています。

夫「アレクサ。エアコンつけて。」、アレクサ「(エアコンがつかます。)」

私「アレクサ。今何時?」、アレクサ「はい、時刻は午前6時です。」

娘「アレクサ。6時30分に目覚ましを BTS の Butter でセットして。」、アレクサ「はい、アラームを午前6時30分に BTS の Butter でセットしました。」→午前6時30分にアラームが鳴りますが、娘は「アレクサ、ストップ」と言ってアレクサから流れる曲を止め、そのまま眠り続けます。

長男「アレクサ。今日の天気は?」、アレクサ「はい、今日の奈良の天気は晴れです。」→ちなみに、雨でも学校に傘を持っていくわけではありません。

次男「アレクサ。アキレスケンタウルスを再生して」、アレクサ「(アキレスケンタウルスの曲が流れます。)」→次男は曲に合わせて踊りながら体操します。

三男「アレクサ。豆しば～(豆しばとは、豆知識を披露してくれるキャラクターです。)」、アレクサ「豆しば～、ねえ知ってる?☆☆☆☆☆」→三男は意味が分かっているのかいないのか、とにかく満足げにしています。

まだまだいろいろな機能があり、とにかく生活が楽しく便利になる代物です。まだ使ったことがない方は、ぜひお試しください！



執筆：弁護士 田辺美紀



弁護士法人 ナラハ 奈良法律事務所

〒631-0822 奈良市西大寺栄町3番27号泉谷ビル1階
TEL 0742-81-3323 FAX 0742-81-3324

ニュースレター不要の場合 送付停止 E-mail : info@naraha-law.jp